

年金機構けんぽからのお知らせ（第581号）7.6.30

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様へ

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。
当健保組合では、令和7年6月末までの間、健康保険一部負担金等の免除を行っておりますが、
令和7年9月末まで引き続き免除を実施することといたしましたのでお知らせします。

【災害救助法の適用対象市町村】（令和6年1月1日現在）

○新潟県 新潟市・長岡市・三条市・柏崎市・加茂市・見附市・燕市・糸魚川市・妙高市・
五泉市・上越市・佐渡市・南魚沼市・三島郡出雲崎町

○富山県 富山市・高岡市・氷見市・滑川市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・
射水市・中新川郡舟橋村・中新川郡上市町・中新川郡立山町・
下新川郡朝日町

○石川県 金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・加賀市・羽咋市・かほく市・
白山市・能美市・河北郡津幡町・河北郡内灘町・羽咋郡志賀町・
羽咋郡宝達志水町・鹿島郡中能登町・鳳珠郡穴水町・鳳珠郡能登町

○福井県 福井市・あわら市・坂井市



照 会 先	日本年金機構健康保険組合 業務課 村山、星 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは 12 時～13 時を除いた時間帯にお願いします。 (12 時～13 時は担当不在により回答できない場合があります。)
添 付 資 料	【様式 1】一部負担金等免除申請書 【様式 2】一部負担金等還付申請書
備 考	「令和6年能登半島地震にかかるお知らせ」については、けんぽからのお知らせ(第487号)にて掲載おります。

1 一部負担金等の免除の対象となる方

この度の災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者の方であって、次のいずれかの申立てをした方。

- i 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災^{*1}をした旨
- ii 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- iii 主たる生計維持者の行方が不明である旨

*1 床上浸水等

2 一部負担金等の免除期限

令和 7 年 9 月 30 日

3 免除証明書の発行

一部負担金等の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で被保険者証（マイナ保険証・資格確認書）とともに一部負担金等にかかる免除証明書を提示する必要があります。

「健康保険一部負担金等免除申請書【様式 1】」を記入し、申請書に被災状況が確認できる書類（被災証明書等）を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

4 一部負担金等の還付

一部負担金等の免除対象となる方が、既に医療機関等の窓口で一部負担金等を支払った場合は、一部負担金等の還付を受けることができます。

「健康保険一部負担金等還付申請書【様式 2】」を記入し、還付を受けようとする一部負担金等の領収書（原本）を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

※上記 4・5 とともに、入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージ、はり灸などは、対象となりませんのでご注意ください。

5 任意継続被保険者保険料の納付期限延長

一部負担金等の免除の対象となる方で、納付期限の延長を希望される場合は、申出（文書または電話）により、被害状況を勘案して個別に納付期限の延長をいたします。

また、免除の基準に満たない場合であっても被害状況を勘案して個別に納付期限の延長をいたします。